

第30号議案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第 1 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 (昭和59年
島根県条例第39号) の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭
和23年法律第122号。以下「法」という。) の施行に関し必要な事項を定め
るものとする。

第 8 条中「第22条第 4 号」を「第22条第 5 号」に改める。

第11条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(受付所営業の営業禁止地域)

第11条の 3 の 2 受付所営業は、島根県の区域においては、これを営んではな
らない。

第12条中「第 2 条第 9 項第 3 号」を「第 2 条第11項第 3 号」に改める。

(警察に関する手数料条例の一部改正)

第 2 条 警察に関する手数料条例 (平成12年島根県条例第39号) の一部を次のよ
うに改正する。

別表第 1 の13の項の次に次のように加える。

13の 2 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律 (以下この項におい て「法」という。)	1 法第 2 条第 6 項又 は第 9 項の営業を営 もうとする場合	1 件につき 11,900円
	2 法第 2 条第 7 項第 1 号の営業を営もう	1 件につき 3,400 円 に、8,500円に設ける

<p>第27条第4項（法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第4項（法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項又は第31条の17第1項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>	<p>とする場合で当該営業につき受付所を設けようとするとき。</p> <p>3 法第2条第7項、第8項若しくは第10項の営業を営もうとする場合（2に掲げる場合を除く。）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）附則第3条第2項の規定により法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項若しくは第31条の17第1項の届出書を提出したものとみなされる場合</p>	<p>受付所の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>1件につき 3,400円</p>
<p>13の3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第4項（同法第31条の12第2項にお</p>	<p>1 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合</p>	<p>1件につき1,900円に、8,500円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額を加算した額</p>

<p>いて準用する場合を含む。)又は第31条の2第4項(同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく同法第27条第2項(同法第31条の12第2項において準用する場合を含む。)又は第31条の2第2項(同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。)の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>	<p>2 その他の場合</p>	<p>1 件につき 1,500円</p>
<p>13の4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第4項(同法第31条の12第2項において準用する場合を含む。)又は第31条</p>		<p>1 件につき 1,200円</p>

の2第4項(同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付を受けようとする者		
--	--	--

別表第1の64の項中「者」の次に「(学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)」を加える。

第3条 警察に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の13の2の項中「若しくは第10項」を「又は第10項」に改め、「又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第119号)附則第3条第2項の規定により法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項若しくは第31条の17第1項の届出書を提出したものとみなされる場合」を削る。

附 則

この条例は、平成18年5月1日から施行する。ただし、第1条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第1条及び第12条の改正規定並びに第2条中警察に関する手数料条例別表第1の64の項の改正規定は公布の日から、第3条の規定は平成18年8月1日から施行する。